

令和3年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和3年3月12日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	唐 澤 一 代	—	—	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 1人

2 番	古 谷 星工人
-----	---------

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参事兼総務課長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子育て健康課長	石 渡 由美子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環境上下水道課長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 陳情第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 2 議案第 8 号 足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 14 号 令和 3 年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）
- 日程第 4 議会運営委員会報告について
- 日程第 5 発議第 1 号 松田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 発議第 2 号 松田町議会議員の報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 15 号 令和 3 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 16 号 令和 3 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 17 号 令和 3 年度松田町上水道事業会計予算
- 日程第 10 議案第 18 号 令和 3 年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 19 号 令和 3 年度松田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 20 号 令和 3 年度松田町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 21 号 令和 3 年度松田町用地取得特別会計予算
- 日程第 14 議案第 22 号 令和 3 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 15 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 16 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 同意第 3 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

なお、神静民報社より、パソコン、写真撮影、録音の申出があり、許可しておりますので御承知おきください。

報告いたします。古谷議員におかれましては、家事都合のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「陳情第1号加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情(産業厚生常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 皆様、おはようございます。令和3年3月4日。松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、3月4日に役場4階会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、令和3年第1回議会定例会において付託された「陳情第1号加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で趣旨採択するものと決定しました。

2、審査の内容。福祉課長及び担当職員出席のもと、難聴者に対する補聴器購入の公的助成及びその利用者の現状、自治体独自の助成制度などについて説明を受け、審査を行いました。

現在補聴器購入は、国の障がい者制度の中で障がい者として認定された方は自己負担なし、または1割負担である。この制度の財源は国2分の1、県・町各4分の1を負担している。誰もが加齢により聴力の衰える可能性があり、程度の軽い方への公的助成も、聴力検査を特定健診の項目に追加する必要性につ

いても理解する。

しかし、国・県及び町財政の厳しい中、扶助費全体の伸びも著しく、また、新型コロナ禍の影響により先が見通せない中での導入は熟慮を要すると判断し、趣旨のみを採択するものとなりました。以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。陳情第1号加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第1号加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第2「議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和3年3月4日。松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、3月4日に委員6名全員出席のもとに役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第1回議会定例会において付託された「議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

2、審査の内容。福祉課長及び担当職員出席のもと、足柄上衛生組合において南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町からの負担金で運営されている現状と、今般の共同設置における運営、負担金等の比較、同じ市町で実施している南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害支援区分等認定審査会共同設置規約等の説明を受け、慎重に審査しました。

審査の結果、業務の効率化と安全性の向上、業務継続性の確保等が図られており、必要な規約と判断しました。

なお、次の事項を申入れます。

(1) 今後締結する協定書において、職員構成及び決算余剰金の取扱いを定めるよう検討されたい。

(2) 神奈川県西部広域消防運営協議会に倣い、構成員に関係市町の議員を含めるような組織を検討されたい。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

1 1 番 寺 嶋 それでは、1点だけお伺いします。報告、審査内容の真ん中辺ですけども、業務内容の、業務の効率化と安全性の向上、業務継続性の確保等が図られているということなんですけども、こういう内容の中で、ここが、審査会の場所が移ってもね、今までどおりきちっと機能していると、機能するという判断のもとでその委員会報告にされたのか。その辺のことについてですね、お伺いをしたいと思います。

4 番 平 野 もちろんそれは、業務の継続性という点においてしっかりと保障されていくということを委員会では確認しました。（「終わります。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議についてに対する委員長の報告は可決です。議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第3「議案第14号令和3年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 中野博君。

一般会計予算
審査特別委員長

皆さん、おはようございます。それでは、御報告をさせていただきます。

松田町議会議長 飯田一殿。一般会計予算審査特別委員会委員長 中野博。一般会計予算審査特別委員会報告書。本委員会は、3月10日の午前9時より役場4階大会議室において、委員11名中10名出席のもとに委員会を開催し、令和3年第1回議会定例会において付託された議案第14号令和3年度松田町一般会計予算について慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告をいたします。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款ごとに審査しました。前提として、令和3年度予算は、我々がかつて体験したことがない新型コロナウイルス禍での編成であり、町はでき得る限りの想定をして町税等を計上しました。その努力は認めますが、こればかりは想定域を出ません。そのような中で、将来の負担増となる大規模事業については、今まで以上に慎重に審査をいたしました。

まず、毎年町が示す財政推計ですが、歳入は町税等一般財源の見込みが令和

元年度から令和25年度まで微減が続きます。これに対して、歳出は一般的行政経費こそ微減となりますが、投資的事業は国庫支出金、地方債、基金の充当、未利用町有地売却等を必要としています。その中で、町公共施設総合管理計画における維持管理費用や必要とされる施設の建替え事業費、現在1市5町で検討されている資源循環型のごみ焼却施設建設事業費、足柄東部清掃組合のごみ焼却施設の延命化事業費、足柄上衛生組合のし尿処理施設の今後の経費、小田原市に委託する広域消防における消防署整備事業費などは、町財政への負担が大きく、町が大型事業を実施するための長期的な財政判断に必要な要因であるが、現時点では不明点が多いとの理由から、財政推計上に計上されていません。

このような中で、1点目として、新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料の債務負担行為3年間1億2,500万円ですが、この事業の必要性は、第6次総合計画の中で町民要望を反映させた事業であることは承知しており、事業自体を否定するものではありません。しかし、公共交通機関発着所の分離に伴う北口駅前混雑の減少のための南口駅前開発は滞っています。また、新型コロナウイルス禍において、民間企業の業績の落ち込みが懸念される中で、集約施設への参加が望めるのか、町商工業者等に参加する体力があるのか、事業開始の時期に疑問が残ります。したがって、この債務負担行為は、現在町から示されている全体事業費49億円、広場整備14億円の第一歩であることから、上記の財政需要に基づく財政推計を作成してから実施すべきと判断します。町民への周知・理解を含めての実施時期などは、令和3年度では時期尚早であることから、「第3表 債務負担行為」を修正します。また、「新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料」は予算執行を凍結されたい。

次に2点目として、「ジビエ処理加工施設詳細設計・施工監理委託料」及び「ジビエ処理加工施設建設工事」合わせて3,000万円ですが、現在執行中のジビエ処理加工施設設立支援業務委託の結果を待って、建設予定地の周辺住民等の同意、施設運営の担い手確保、建設費・設備設置経費等インシャルコスト及び施設運営経費などランニングコストの算出、当該コストを回収するための使用料の算出及び条例の提案をし、具体的な広域行政としての運営方法を示し、

参加する近隣市町の財政負担などについて近隣市町の各首長の合意を得て、協定書などで確約を取った上で町民への周知・理解を含めての議論が必要であることから、予算執行を凍結されたい。

次に３点目として、「木質バイオマス利用促進事業補助金」は、令和２年８月の第４回臨時会において可決した一般会計補正予算（第８号）の特別委員会報告で申し入れた「（１）燃料供給体制を至急確立し、議会に報告すること」、「（２）今回示された維持管理経費以内での運用を行い、町財政に負担をかけないこと」を遂行していない中で、さらなる負担を求めるものであります。よって、まきの供給体制を含め、当初計画した効果が期待できるような実施計画を定めるまで予算執行を凍結されたい。

最後に４点目として、議会費の「感染症総合対策事業（備品購入費）」については、議会のリモート化やウェブ会議等を推進する必要がありますが、このコロナ禍では、町民の収入が低迷し、町経済が逼迫している中で、町民の支援に回すため、新たな財源を確保するまで予算執行を凍結されたい。

１ページおめくりください。別紙です。別紙、議案第14号令和３年度松田町一般会計予算に対する修正案。議案第14号令和３年度松田町一般会計予算の一部を次のように修正する。第３条「第３表 債務負担行為」を別表のとおり定める。

おめくりください。（別表）第３表 債務負担行為、下から２段目でございます。「新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料、令和３年度から令和５年度、１億2,500万円」を削ります。以上でございます。

議長 一般会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは討論に入ります。討論は委員会報告が修正ですので、松田町議会運営基準第100項の規定にのっとり、まず原案賛成者、次に原案反対者、最後に修正案賛成者の順に行います。まず、原案賛成者の討論を求めます。

４ 番 平 野 初めに前置きです。昨年12月の全協で討論は1,500字以内と制限されました。その後、それを提案された田代議員が過去を調べてくださって、もう少し長くやっていた事例が見つかったので2,000字でもいいというふうなことを言われ

ましたので、そうさせていただきます。

では、討論に入ります。議案第14号令和3年度予算案に原案賛成の立場から討論いたします。

今回の争点は4つ。新松田駅北口駅前広場整備、ジビエ処理施設、再生エネルギー補助金、そして議会タブレット導入です。委員会では、このうち新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料の債務負担行為1億2,500万円を削除する修正を行いました。ほかは凍結です。凍結というのは、条件つきで認めるという意味です。

駅周辺整備は、第6次総合計画に明記されています。これは先ほど委員会報告にもありました。この総合計画は、2018年春、町民アンケートから始まり、町民も含む審議会が何度も検討して練り上げ、議案として上程され、議員の賛成多数で2019年春、承認されました。そのときにも財政推計とともに検討いたしました。懸念されていたのは、実質公債費比率、こういう数字があります。2035年に13.4%ということでした。その前後の年も13%台というのが予想されていまして。今回の財政推計では、2034年に13.0%が最高で、前後の年それぞれ12.6、12.9となり、僅かながら改善になっています。他市町の議員からは、総合計画審査に財政推計も見るということに驚かれます。当議会は数字の裏づけもして総合計画を承認していて、素晴らしいことです。

では、なぜ今回その目玉と言うべき新松田駅北口整備を削除するのでしょうか。財政推計を鑑みということですが、財政指標は総合計画のときと比べて悪化したわけではなく、むしろ少し改善しているのは先ほどのとおりです。コロナの影響も指摘されましたが、松田の税收減収率は2.2%、これは県下最少です。詳細設計に入れば現実となり後戻りができないという意見がありました。現実が見えてきたからストップするというのはどうなのでしょう。これまでも準備をしてきて、やがてこの段階を迎えることが最初から分かっていたのに、見えたらストップというのは、寡聞にして存ぜぬという振る舞いに思えます。

一旦止めて勉強会をするという意見もありました。勉強会をするなら、もっと早く始めていればと悔やまれます。議員の勉強のために計画中断というのは、

町民の理解が得られるでしょうか。議員のチェック機能、議会のチェック機能ということを改めて考えてほしいです。私も議会の機能の一つとして重要だと思っています。今回のように大きな数字が示されれば立ち止まって考えたい。それは誰だってそうです。議員じゃなくても、大きな買物をするときには不安になったり、慎重になったり、時にはキャンセルすることもあります。しかし、議員のチェックがそれと同じでいいのでしょうか。

先般の公園条例改正では、有料化に多くの議員が反対しました。公園は有料化してはならない。そう、私だってただで使っていたものを有料化するなんてと個人的には思います。各事業について数字が示され、これは大きな出費だ、いや、施設は無料がいいと言うことは誰でもできます。それが議会のチェック機能であれば、議員は町民のローテーションでいいんじゃないかと思います。

議員がチェックする際、考慮しなくてはならないのは、町民の総意であった総合計画であり、まちづくりに対するビジョン、そして議員一人一人の公約です。それは、絵に描いた餅でしょうか。きれいごとを並べただけでしょうか。総合計画承認後の議員選挙で駅周辺事業を公約にはっきり書いた議員もいます。今回凍結要望の再エネについてもうたった議員もいます。町の活性化、人を呼び込んでにぎわい創出、農林業再生などの言葉を選挙で使わなかった議員がいるでしょうか。総論賛成、各論反対という現象が度々起きるのはなぜでしょう。理想と現実は違うということでしょうか。魔法はありません。目指すビジョンに少しでも近づくために、まず一步踏み出さなければ、いつまでも絵空事です。その一步がとても難しい。誰だって怖い。でも、やらなければ昨日と同じ明日、去年と同じ来年。でも、人口減少は進みます。町はじわじわと廃れます。やがて近隣の町に重要施設ができれば松田は二度と浮上できません。松田町が人口研究所の見直しで減少予測を多少改善されたのも、ほかの町がやらないことを考えながら一步一步進めてきたからです。前例がないことをやる覚悟、そして知恵、それを厳しくチェックしながら、どうやったら実現できるのかを考えるのが議会に期待されていることではないでしょうか。

委員会では、駅周辺地域整備促進支援業務委託料900万円は認めているので、

交渉がストップするわけではないという意見も出ていました。が、設計もなく予算の裏づけもない中、国、県、小田急、ＪＲ、地権者など、どうやって具体的な話をするのでしょうか。町が本気を見せなければ、せっかく積み上げてきたものが中断し、また話が再開できたとしても１年の停滞は大きい。信頼を取り戻すのに倍以上かかるでしょう。そのほうが結局税金の無駄遣いにならないとも限りません。

したがって、私は債務負担行為の削除、修正も、またほかの凍結要請もしないで原案に賛成いたします。委員会独立の法則により、本会議場での採決は縛られませんので、どうか一人でも多くの賛同をお願いいたします。

議 長 原案賛成者の討論はほかにございませんか。原案賛成者の討論を打ち切ります。

次に、原案反対者の討論を求めます。

１１番 寺 嶋 それでは、原案反対の立場から、令和３年度松田町一般会計予算、原案について反対の立場から討論を行います。

私は、主に２点ですが、新松田駅北口駅前広場整備、委員会報告では債務負担行為の新松田駅北口駅前広場整備詳細設計委託料１億２,５００万円削除ということは分かりました。あとは凍結ということなんでね、私はちょっとここは若干違いますので、この辺についてとジビエについて主に述べたいと思います。

町の一般会計予算は６５億７,０００万円で前年度対比１５億円の増となっています。歳入の主なものは、町税１４億９,３９６万円、地方交付税９億５００万円、国庫支出金１２億１,５４６万円、地方債は１６億８,３９０万円となっており、松田小学校整備事業債１２億円余の大幅増によるものです。地方債の令和３年度末現在高見込額は６２億２４５万円で、前年度対比１３億２,６５９万円の増となっています。

町財政はコロナ禍に伴う経済情勢の悪化を受け、地方税等の大幅な減収、福祉や子育て関連による扶助費、公債費の増加、公共施設の老朽化による維持管理費の増額など、厳しい財政運営が予測されます。今後も引き続き財政運営の根幹となる自主財源の確保等に取り組み、町有地の有効な活用、空き地や未利

用地の住宅地への誘導などを進めることが大事です。このような状況の下で、松田小学校整備事業は、令和4年度末まで31億5,500万円を投資し、そのうち町債は19億8,900万円の借金となりますが、長年の懸案である小学校建設が行われることは評価をいたします。

次に、今後の課題として、足柄上地区で検討されている資源循環型のごみ焼却施設建設事業費、足柄東部清掃組合のごみ焼却施設の延命化事業費、小田原消防署の分署整備事業費など、町財政への負担が大きい事業が見込まれますが、これらの財政推計がまだ出ていない中で、今度は新松田駅北口駅前広場整備事業に着手しようとしています。概算では、駅前広場整備費は14億円、連絡通路は10億円、集約施設は25億円となっており、新松田駅北口整備全体事業費は49億円、そのうち公債費は12億2,800万円という財政推計も出ています。当面借金残高も借金返済も大幅に増えることから町の財政負担がさらに大きくなり、財政悪化と町民サービスの低下を招くおそれがあります。したがって、新松田駅北口駅前広場整備については、時期尚早ということで反対します。

次に、ジビエ処理加工施設詳細設計・施工監理委託料及びジビエ処理加工建設工事ですが、周辺住民への合意、施設運営の担い手確保、建設費、設備設置経費及び施設運営経費などの算出、使用料の算出及び条例の提案、具体的な広域行政としての運営方向を示すこと。さらに、参加する近隣市町の財政負担などについて、近隣市町の首長の合意を得て、協定書などで確約を取った上で町民へ周知することです。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種と感染予防対策について述べます。新型コロナの終息への有力な手段としてワクチンへの期待がある一方、不安の声もあります。ワクチンの安全性、有効性、副反応などのリスクを町民に明らかにすること。一日も早くワクチンが届き接種ができるように関係自治体に強く働きをかけていただきたいと思います。引き続き感染防止対策をしっかり行うことを申し上げまして、一般会計予算についての反対討論といたします。よろしくをお願いします。

議 長 ほかに原案反対者の討論の方はいますか。原案反対者の討論を打ち切ります。

最後に修正案賛成者の討論を求めます。

5 番 田 代 私、田代実は、予算審査特別委員会報告の修正案に対して、賛成の立場で討論を行います。

令和3年度一般会計予算について、本山町長は、未来の松田町に投資するためのものであるとの説明をしました。私は、総論としては賛成ですが、町を借金地獄にして子や孫に遺恨を残してしまう事業については、修正するべきだと判断しました。

初めに、新松田駅周辺整備事業を令和3年度から着手するのは時期尚早と考えます。令和13年度までの11年間に新松田駅北口整備にかかる総事業費は49億円とのことです。これは、町民からの要望が多く、これまでのまちづくりの懸案であった北口駅前広場整備事業です。しかし、現在進められている松田小学校整備事業は、町始まって以来の大型予算で31億5,500万円の事業です。この2つの事業は合計で80億円以上になり、借金返済は延々と続き、令和30年になっても残っています。

予算審査の際に、神奈川県は県西地区2市8町、小田原市、南足柄市、上郡、下郡、それらの町の財政力。実質公債費比率、借金の割合のことです。財政調整基金、貯金のことです。この3点について令和元年度決算ベースで比較した結果、松田町の財政力は低いです。借金の中レベル、そして貯金は少ない状況でした。仮に新松田駅周辺整備事業を令和3年度からスタートした場合、借金の返済は翌年度から始まり、27年後の令和30年度になっても借金を完済することはできません。この借金の返済には、今後の行政需要が見込まれていません。広域行政で財政負担をしていく足柄上地区ごみ処理施設、小田原消防署の分署や出張所の建替え、松田町の公共施設の大規模修繕など、多くの事業が控えています。すると、当然財源不足を賄うため新たな借金を行うことになり、借金地獄に拍車をかけることになります。

町は、町民の皆様からお預かりしている税金で町民福祉の向上のために多くの仕事をしていますが、暮らしを守る予算が激減することになります。町長の持論であるスピード感を持って町民のためにというお考えは大切ですが、今回

は慎むべきです。今、広域行政で新たに負担すべき経費や町施設の大規模補修費の概要は数年以内に判明しますので、その時点で新たな財政推計を示し、新松田駅周辺事業の着手する時期について検討するべきです。

よって、予算書7ページ、第3表 債務負担行為の「新松田駅北口駅前広場詳細設計委託料1億2,500万円」を予算から削除する修正案に賛成します。

次に、ジビエ処理加工施設整備事業費3,000万を凍結することに賛成します。松田山や神山、そして寄地区で政策課題となっているイノシシやシカによる農地や山林への被害、さらにヤマビルの被害は、当町の農業や林業、観光業に、また環境面などに与える影響は深刻な問題となっておりますので、事業の必要性は認識しています。

しかしながら、町長のこれまでの発言では、足柄上地区の市や町と連携して広域で整備して運営していく方針でした。ところが、松田町単独施設として予算計上されました。財源内訳は、約1,800万円が補助金で、残りの1,200万円は当町の負担となり、そのうち900万が起債、借金となっています。広域連携で整備するはずの施設が、足柄上地区の市や町からの財政負担がありません。令和2年7月の第3回臨時会での補正予算には、ジビエ加工施設設立支援業務委託料200万が計上されましたが、先日の3月3日に開催された議会全員協議会では、広域連携による施設整備と管理に関する経費負担の詳細説明がされませんでした。非常に残念なことです。当町や足柄上地区の市や町の財政負担を少しでも軽減していくことが広域行政によるスケールメリットであると考えます。また、建設予定地の自治会役員との打合せでは、総論賛成、各論になると、なぜ私たちの地区に整備するのという疑問視する声が出ているとのこと。そして、施設を管理することになると思われる猟友会との調整も進んでないという話を伺っております。

以上のとおり、ジビエ処理加工施設整備事業3,000万円については、事前の準備作業があまりにも拙速のため、現時点では執行すべき事業ではないかと私は判断しました。よって、この予算は、先ほど指摘した課題が解決した後に執行すべき事業と考え、現時点では凍結とするべき事業です。

議員各位におかれましては、ただいまの私の討論を御理解いただき、御賛同いただけるようお願いいたします。終わります。

議長 ほかにございませんか。

6 番 井 上 私は、議案第14号令和3年度一般会計予算における修正案に賛成の立場での討論を行いたいと思います。

令和3年度一般会計予算、この編成につきましては、災害とも言えるコロナ禍の中で編成をされた予算です。かつてない町民の収入が減る等の多大な影響、町民への支援に対応した予算であるということは理解をします。しかし、コロナ禍だからこそ町民の側に立った予算であるべきだと思っています。

修正案の中にありました新松田駅周辺整備推進事業は、総合計画のときの町民アンケートの結果からも明らかなように、町民が要望をしてきました大事業です。しかし、新松田駅周辺整備推進事業は、その基本計画では総額49億円、町税や起債額の町民負担の合計は15億6,000万円、私の概算の利子負担額、利子負担相当額、概算ですが1億3,400万円になるという巨額の事業で、これらの事業費は、後年度の子や孫たちの世代への将来の負担となることが現実でございます。

令和3年度から5年度で広場詳細設計委託の債務負担行為を議決することは、駅周辺整備事業を始める端緒となります。この巨額事業の予算議決、その議会として判断をするためには、後年度の町の健全財政を担保する財政推計、公債費負担比率の推計など、財政健全化判断比率の適正な指針が必要です。

この3月の定例会において示されました財政推計、公債費負担比率については、大規模事業は、松田小学校建設事業、町道3号線道路改良事業、駅周辺整備推進事業だけであります。これ以外に今後松田町が負担をせざるを得ない事業としては、町公共施設整備計画がございます。今現在見直しをしている計画です。これから経費がかかる施設の維持補修費や松田中学校など、公共施設の建替えを必要とする公共施設整備事業費、上水道・下水道などのインフラ整備の事業費、そして現在広域1市5町で進められている資源循環型ごみ処理施設の建設負担金、さらにごみ処理施設の完成後、その運営にかかる維持管理費の

負担金、また、小田原市に委託している広域消防、これの各所の分署等の建替え事業費、これも松田町が負担をしていきます。そして、足柄上衛生組合施設の維持補修費の経費、これなどは、事業費が未確定だとの理由で町が議会に示した財政推計、公債費負担比率の推計からは除外をされているのが今回3月に示された財政推計であります。当然これらの未確定の事業費が入っていない財政推計というのは、数字的にはよくなります。

今後負担することが必然の事業費を明示しないまま、不確実なまま新松田駅周辺整備の推進事業を開始することは反対です。議会として駅周辺整備事業の出発点である今回の予算を現在の状況で議決することは、将来の町の財政に対し、議員として責任が持てないことであります。駅周辺整備推進事業の予算を判断するには当然ですが、今後の大規模事業を明確な形で示し、正確な財政健全化を判断できる比率等を議会に示されることが、やはり議会制民主主義として町行政を両輪で進めるということは当然のことだと考えます。

また、現在のコロナ禍による影響はどのくらいになるのか、いつまで続くのか、経済状況に対する影響はどの程度なのか、大変難しいと思いますが、駅周辺整備事業に関連する各企業の動向などをある程度見極めてから事業の出発を判断すべきだと考えます。駅周辺整備推進事業の出発点である駅前広場詳細設計委託事業は1億2,500万円と高額であります。ただ、これに続く48億円の事業が控えており、アフターコロナの経済状況を見通してから執行に取りかかっても遅くはありません。本定例会で町側からこれらの未確定事業費については、令和3年度で事業費等が確定されるという答弁がありました。議会として、今後駅周辺整備推進事業について、事業内容やこれから確定する事業による町財政への影響、そしてコロナ禍による経済状況への影響などを慎重に検討する必要があります。議会における委員会等において、これから慎重に調査、検討をすべきだと考えます。

次に、委員長報告の中の予算凍結事項の感染症総合対策事業です。感染症総合対策事業は、ワクチン接種事業を除いた事業費として5,900万円の事業費が計上されています。これらの事業費は、財源内訳としては、繰越金や普通交付

税、町税等の収入の一般財源のみの予算が計上されています。現在、感染症総合対策として国の３次補正が確定し、松田町への交付金交付額は7,400万円とされています。この国の財源が見込めるにもかかわらず、総合感染症対策事業を全て一般財源として当初予算に計上をしたもので、この予算は、早急に補正等で国支出金の財源更正を補正しなければいけません。議会費に感染症総合対策事業として89万円が計上されていますが、全額が町税等の一般財源です。感染症総合対策事業は、コロナ禍で影響のある町民等への支援、助成の事業を優先すべきであると考え、議会費における感染症総合対策事業、タブレット端末購入に伴う経費を目的とした感染症総合対策事業予算は、凍結されるべきだと考えます。

以上、本議案についての修正案、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

10番 齋 藤 おはようございます。議案第14号令和３年度松田町一般会計予算について、修正案に賛成の立場から討論を行います。

第３表 債務負担行為の修正については、委員長報告にあったとおり、起債が必要となるような大規模事業の事業費は、財政推計に確実に反映して、将来負担の見込みが立ってから、多くの町民が希望する新松田駅北口整備事業に入るべきであると考えます。

次に、木質バイオマス利用促進事業補助金ですが、私は、町長が提案する森林整備を行って土砂災害を防ぐこと、町内業者等を使って町外にお金を出さない、町で循環させることに大賛成であり、そこに国もこれから本腰を入れる再生可能エネルギー施策を使う、大いに期待をしておりました。昨年８月議会において、一般会計補正予算（第８号）が可決されました。まきの供給体制が整ってから設備を設置するべきとの考えから反対をしましたが、町長のスピード感を持った実行力があれば必ずや循環が実現できると期待しておりました。ところが、さきに行われた私のまき供給体制の一般質問にしても、やっと10月に設立した松田町再生可能エネルギー協議会に木質バイオマスワーキング部会を

設置し、やっと12月から協議を始めた。この間にまきボイラーを設置する現場は動いていたことでしょう。最大の課題となるまき加工の担い手の確保は、これから支援、育成を図るという御回答でした。町としてまき供給体制、システムを整えるのであれば、まき加工は重要なファクターであり、システムの一部として位置づけなければ機能しないのだから、その業務を任せられるであろう団体に重要性を認識してもらい、町が積極的な指導、育成をする。もうからなくなったらさようなならないような団体への補助金であればまだ理解できます。今回の手挙げ式での募集、蓋を開けてみれば、システムの一翼を担えるかどうか、常時大量供給ができるかどうか分からない団体への補助は反対です。それと同時に、多くの森林所有者が加入しており、原木の切り出しという重要なファクターである松田町森林組合とも詳細な協議をして、実行可能なまきの供給体制を示していただくことを要望して、修正案の賛成討論を終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第14号令和3年度松田町一般会計予算に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案「第3表 債務負担行為」を改めることについて採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案、「第3表 債務負担行為」以外の部分について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議会運営委員会報告について」を議題といたします。

本案については、議会運営委員会の報告を求めます。委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。令和3年3月12日。松田町議会議長 飯田一殿。議会運営委員会委員長 井上栄一。

議会運営委員会報告書。本委員会は、松田町議会運営基準「132（25）その他議長が必要と認める事項」として、議長から諮問された「議員の産前産後休暇等の取扱い」について、委員会を開催し慎重に協議しましたので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、協議の結果。令和3年2月12日付全町村議第42号をもって全国町村議会議長会から通知された「「標準」町村議会会議規則の一部改正について」に準拠し、松田町議会会議規則並びに議員が町議会の会議を長期間欠席した場合の議員報酬の減額を定める松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（以下「報酬等特例条例」という。）を一部改正する必要があることを報告します。

2、協議の内容。今般全国の地方議会では、議員のなり手不足や女性議員が少数であることなどが課題となっている中で、若年層の松田町民が町政の一翼を担う議員として立候補しやすい環境を整備するため、立候補を考える女性本人、またそれを支える配偶者にとって安心ができる一案として、議長から諮問があり、全国自治体議会の現状、先進自治体議会の情報収集などをし、既存の出産休暇の明示に加え、産前産後休暇等の具体的明示の必要性を確認した。

当委員会の協議のさなか、令和2年12月23日に女性活躍担当大臣ほかから全国町村議会議長会等三議長会に対し標準会議規則改正の要請があり、上記全国町村議会議長会通知がなされたため、内容を確認したところ、委員会における協議の内容と合致していると判断しました。

また、報酬等特例条例は、産前産後休暇を取得した場合に議員報酬が減額となる最短欠席期間90日を超えることになるため、また、当該条例を制定しない自治体議会は当然有給の扱いとなるため、一部改正する必要があると判断をいたしました。以上です。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議 長 日程第5「発議第1号松田町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3 番 内 田 それでは、発議をさせていただきます。発議第1号松田町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。令和3年3月12日提出。提出者、松田町議会議員 内田晃。賛成者、松田町議会議員 唐澤一代、同 古谷星工人、平野由里子、田代実、井上栄一、南雲まさ子、中野博、齋藤永、寺嶋正、大館秀孝。

提案理由。議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、及び請願者の利便性の向上を図るため。

1枚おめくりください。松田町議会会議規則の一部を改正する規則、松田町議会会議規則（昭和62年松田町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中、「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中、「、請願者の住所氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければならない」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない」に改める。

この条文につきまして、3枚目に参考資料としまして新旧対照表をつけております。右が現行法令、左が改正案となっております。おのおの下線を引いたところが新たな改正案の条文となっております。

それでは、また2枚目にお戻りください。附則、施行期日。1、この規則は、公布の日から施行する。経過措置。2、この規則の施行期日前になされた届出、

請願（陳情書に準用する場合を含む。）は、この規則による相当規定によりなされたものとみなす。以上でございます。

議長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「ありません」の声あり）

質疑なしとお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

1 番 唐 澤 発議第1号松田町議会会議規則の一部を改正する規則について、賛成の立場から討論いたします。

この改正は、本議会や委員会等における議員の欠席届の項目の追加、明確化及び議員の産前産後休暇（産前6週等及び産後8週）の期間を明確に定めるものです。この件に関しては、約1年前から松田町議会でも議員提案で声が上がっており、議長からの諮問によって、昨年度11月から井上委員長をはじめとする議会運営委員会にて審査が始まっていました。そのさなか、委員会報告書にもありますとおり、女性活躍担当大臣ほかから全国町村議会議長会等三議会に対し、標準会議規則改正の要請があり、委員会における協議の内容、結果と一致しているため、改正する必要があると判断しました。

内閣府の報告書によると、子育て世代の女性は、議会に最も代表を送れていない層と指摘されています。その理由として、これから子供を持ちたい女性が政治の世界に入るのをためらったり、議員になった後に次の子を諦めたりする現状があり、議員活動と家庭生活の両立が困難であると判断し、立候補を断念してしまう一因にもなっています。しかし、このように安心できない議会で女性が少数もしくはゼロの状況が続いたら、少子化対策や女性活躍の障害にもなりかねず、政治は多様な社会のありようをいつまでも反映することができません。出産は、どの立場であろうと認められている人権であるべきですし、産休は命を守るための権利であります。出産時の体への負担は職業に関係なく起こり、取らなければ母と子を危険にさらすことにも等しいです。議員の産休を個人の問題ではなく、日本を、そして地域を暮らしやすく活性化させていくため

の社会全体の不可欠な仕組みとして理解すべきと考えます。

女性や子育て世代の政治参画推進、女性議員の議会における環境整備、女性の社会的地位向上やジェンダーの平等及び国難とされている少子化対策にもつながることから、発議第1号に対する賛成討論とさせていただきます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。発議第1号松田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「発議第2号松田町議会議員の報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 番 唐 澤 発議第2号松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年3月12日提出。提出者、松田町議会議員 唐澤一代。賛成者、同 古谷星工人、内田晃、平野由里子、田代実、井上栄一、南雲まさ子、中野博、齋藤永、寺嶋正、大舘秀孝。

提案理由。議員活動と家庭生活との両立の支援をし、男女の議員が活動しやすい環境の整備の一環として、出産については、母性保護の観点に立ち、長期にわたる産前・産後の期間を減額の対象から除外するため。

次ページをお開きください。松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例。松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成27年松田町条例第18号)の一部を次のように改正する。第5条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

3枚目をおめくりください。参考資料には新旧対照表があります。現行には

設置されていませんが、改正案に、（２）棒線を松田町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第2条第2項の規定による産前産後の欠席届がなされた場合というものが追加されています。

前のページにおめくりください。附則、この条例はこの公布の日から施行する。以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第2号松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時35分からとします。 (10時18分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時35分)

日程第7「議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,564万7,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。予算総額は12億9,564万7,000円。平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となってから3年が経過しようとしています。国民健康保険税の賦課方式を変更し、資産割を廃止するために令和元年度から経過措置を開始してまいりましたが、令和3年度で資産割が廃止となります。今後も税負担の平等性に基づく賦課に努めてまいります。町といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の改定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。246、247ページをお開きください。

歳入でございます。款の1、項の1、国民健康保険税の予算額は2億4,244万5,000円。これは、被保険者数の減少や高齢化、また令和3年度に資産割が廃止になることによるものでございます。国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者に分けて、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額となっております。

目の2、退職被保険者等国民健康保険税の予算額は12万8,000円。退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い、令和2年度以降、対象者がゼロとなったため、予算計上は滞納繰越分となっております。

款の2使用料及び手数料、項の1手数料32万円は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款の3県支出金は、制度改正により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付されるものです。

項の 1 県補助金、目の 1 保険給付費等交付金の予算額は 9 億 3,472 万 8,000 円で、普通交付金が主に保険給付費等に充てられ、次のページ、248、49 ページをお願いいたします。特別交付金としまして、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金 2 号分、特定健診等負担金分となります。

次に、1 つ飛びまして、款の 5 繰入金、項の 1、目の 1 一般会計繰入金の予算額は 1 億 258 万円。節の 1 保険基盤安定繰入金から節の 4 財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入金でございます。節の 1 保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 を一旦一般会計で国庫・県費ともに負担金を受け入れ、当会計に繰り入れるものでございます。

節の 2 職員給与費等繰入金ですが、職員 3 名分の給与費と事務費の繰り入れでございます。

節の 3 出産育児一時金繰入金ですが、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 を繰り入れるものでございます。

節の 4 財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ、繰り入れるものでございます。

節の 5 その他一般会計繰入金ですが、医療費の不足を補うために繰入れをするもので、令和元年度から毎年 500 万円ずつ減額する旨の削減計画を神奈川県に提出しており、令和 3 年度は 500 万円を計上しております。

項の 2 基金繰入金、目の 1 財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成 28 年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるため、1,000 万円を繰り入れるものでございます。

款の 6 繰越金につきましては、前年度からの繰越し見込み額として 500 万円を計上いたしております。

款の 7 諸収入 55 万 7,000 円につきましては、主に延滞金のほか、次の 250、251 ページをお願いします。項の 2 指定公費負担医療立替交付金でございます。これは、70 歳から 74 歳の前期高齢者については、法律上は 2 割負担となってい

ますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替え分が国より交付されるものです。

項の3雑入のうち目、過年度収入につきましては、該当がありませんので廃目となっております。

次の252、253ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款の1総務費の予算額は3,105万5,000円。歳出の主なものは、人件費、事務費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等にかかる徴税費、国民健康保険運営協議会費等でございます。

説明欄を御覧ください。中段の2、一般管理経費、節の11役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料となります。（2）会計年度任用職員給与費で、レセプト点検員等の報酬となります。

目の2団体負担金、節18負担金補助及び交付金は、国保連合会への負担金になります。保険者1団体10万円の保険者割と、被保険者数による負担金10万1,000円の被保険者割の合計を計上しております。

次の254、255ページをお願いいたします。項の2徴税費、目の1賦課徴収費ですが、予算額は395万9,000円。説明欄の1、一般管理経費、会計年度任用職員ですが、収納対策に従事する職員の報酬となります。

項の3、目の1運営協議会費では、国保運営協議会にかかる経費として委員6名分の報酬を計上しております。

次に、款の2保険給付費ですが、項の1療養諸費にあります一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、次のページ256、257ページにわたりますが、審査手数料、項の2高額療養費などを合わせまして、予算額9億296万2,000円。算出に当たりましては、過去の実績及び令和2年度の見込みを基に算出しております。

項の1療養諸費、目の5審査支払手数料は、療養給付費等にかかるレセプト審査の手数料で、神奈川県国民健康保険団体連合会へ支払うものです。項の2高額療養費につきましても、過去の実績及び令和2年度の見込みを基に算出しております。1つ飛びまして、項の4出産育児諸費では、出産育児一時金6件

分を計上してございます。

次のページ、257、258ページにわたりますが、項の5 葬祭諸費は、葬祭費を前年度と同額25件分を計上しております。国保加入者で亡くなられた方に5万円を葬祭費としてお支払いしております。

次に、款の3 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。この国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険制度の広域化、制度設計時の激変緩和が引き続き図られることになっております。項の1 医療費給付費分、項の2 後期高齢者支援金等は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられ、項の3 介護納付金分については、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのこの神奈川県により決定された金額を納付することになっております。

款の4 共同事業拠出金につきましては、過年度対応分の科目を設定扱いとなり、予算額1,000円を計上しております。

次の260、261ページをお願いいたします。款の5 保健事業費は、予算額1,735万2,000円。項の1 保健事業費、目の1 保健普及費ですが、医療費通知等にかかる経費及び人間ドック受診者に対する補助経費でございます。1人2万円で85件分と管理栄養士1人分の人件費を計上しております。

目の2 国保ヘルスアップ事業につきましては、予算額647万4,000円。平成29年度からの取組ですが、保険者努力支援制度にかかる事業として実施するものでございます。説明欄を御覧ください。平成30年度からの第2期データヘルス計画に基づく被保険者の健康維持増進のための事業として、（1）糖尿病性腎症重症化予防事業、（2）地域包括ケアシステム推進事業、（3）特定健診未受診者等対策事業を引き続き実施してまいります。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等に係る報酬費などを計上しております。

次の262、263ページをお願いいたします。（4）早期介入保健指導事業につきましては、特定健診受診対策前の30歳代の国保被保険者への健診、保健指導の受診勧奨をするものでございます。なお、これらの国保ヘルスアップ事業の経費につきましては、全額県補助金で賄われます。項の2、目の1 特定健康診

査等事業費は、予算額440万9,000円。特定健康診査、特定保健指導等にかかる経費を計上してございます。

款の6、項の1基金積立金につきましては、積立金利子の予算となります。

款の7公債費、項の1広域化等支援基金償還金は、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金5,000万円を1年据え置きの上、平成30年度から令和4年度まで1,000万ずつ5年間で神奈川県に償還しているものでございます。

款の8諸支出金、予算額115万4,000円は、項の1償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金や、次のページ264、65ページをお開きください。項の2指定公費負担医療立替金などでございます。

款の9予備費になりますが、歳入歳出の差額分3,447万円を計上いたしました。

次ページの266ページから269ページには、国保会計の職員等の給与明細書、270ページには債務負担行為調書、県貸付金償還にかかる現在高の調書並びに県貸付金元利償還金内訳を掲載しています。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 まず2点ほどお伺いします。令和3年度から資産割が廃止ということなんですけども、それで今度3方式ということで、所得割、均等割、平等割ということで、区分の構成比、もし分かりましたらお伺いします。

それで、この資産割廃止による保険税なんですけども、1世帯当たり現年課税、あるいは1人当たりの保険税、この影響はどのようになってますか。以上、お伺いします。分からなかったらいいです、後で。

町 民 課 長 まず、所得割等の割合なんですけれども、基本、県の基本割合でいきますと、所得割が10に対して均等割、1人当たりに対しては7、それで平等割が3ということで、平等割、均等割と2つ合わせたものと所得割が大体5対5になるような形になっております。

それと資産割なんですけれども、令和2年度の資産割が大体1,000万円。

1,000万円の資産割の分があるんですけども、それが来年度なくなるという形で、世帯数につきましては、1,600世帯が国保に加入しておりまして、そのうちの約半数の800世帯が、約800世帯が資産割が現在課税されてございます。

1 1 番 寺 嶋 そうしますと、応能が50だね。応益50と。今までの4方式じゃなくて3方式で言うと、所得は応能割ですよ。応能応益という、一般的に言うんですけども、それが50%対50%というふうになるということですね。（「はい」の声あり）そして、今回見積もっているか分かりませんが、1世帯当たりの保険税、例えばですよ、以前は1世帯当たり現年課税ということでは、以前は大体16万とか17万円とかって、平均なんですけどもね、そういうのがありました。それから1世帯、個人均等割が、保険税が1人当たりが大体以前は、ちょっと私が知る範囲では、10万、11万ぐらいですか。そういうのが過去…過去といいますか、今までそういう保険税の見込みがね、あったと思うんですけども、これは、具体的に分ければどのように、保険税額がどのようになるのか、再度お伺いをいたします。

町 民 課 長 申し訳ございません。ちょっと現在手元に資料がございません。（「終わります。分かりました。」の声あり）

議 長 では、後で調べてということですか。（「はい。」の声あり）
ほかに。

6 番 井 上 今、前者もですね、資産割等の影響に係る部分というふうなことがありました。予算ですと、先ほどの説明の中で、歳入の国民健康保険税、前年度比較で2,082万3,000円が減少ということで、それらは高齢化とか資産割の減少による部分だということの説明がありましたが、令和3年度からですね、国民健康保険税部分から資産割がなくなったということで、そのですね、各所得世帯ごとのですね、その資産割の減少の影響額というのはですね、どのぐらいになるのかということとですね、これは、県の広域化による部分で資産割がなくなったということですけども、それらに伴ってですね、低所得者に対する影響はあるのか。その2点をお伺いをいたします。

町 民 課 長 所得世帯って、所得の段階ごとにとということですか。それはちょっと今出し

てないんですけれども、2割軽減、5割…軽減の制度はそのまま生きていますので、所得割がなくなるということ…（「資産割。」の声あり）資産割がなくなるということで、3年度自体については、資産割があった方以外には影響がない形なんですけれども。（「どのぐらい影響があるの。」の声あり）これでいくと、経過措置が過ぎて令和4年度になると所得割だけの方についても税率が上がってしまいますからあれなんですけども、3年度に関しては、所得割があった方がなくなるというだけです。（「資産割が。」の声あり）あ、資産割がなくなるという形なので。（「その額。」の声あり）それが約1,000万円。（「個々に。」の声あり）ちょっとお待ちください。

6 番 井 上 この国民健康保険税ですね、先ほど加入世帯全体で1,600世帯があるということで、やはり令和3年度からこういうふうに課税方式が変更になったということです、やはり町民負担に影響のある部分ということで、後ほどで結構ですけれども、以前もですね、健康保険税の制度改正に伴っては、各それぞれの世帯でどのぐらいですね、変更になるのかということもありました。先ほどですね、ちょっと令和4年度の話は、ちょっと承知していなかったんですけれどもね、令和3年度で資産割がなくなり、令和4年度でまた制度が変わるということもありますので、その辺を令和2年度から3、4ということのそういった参考となるですね、資料を提出を要望したいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

議 長 町民課長、今言われましたように、税方式が変更によって変わるということなので、その辺の資料を出せますか。（「手持ちのこの資料で対応しているかどうか。」の声あり）

町 民 課 長 1回ちょっと資料を確認していただいてもよろしいですか。この資料で…（「後でやってもらったらいい。」の声あり）すみません、後で。

議 長 お願いします。後で資料の提出を。
そのほかはございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第16号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,224万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして、説明させていただきます。予算総額は7,224万9,000円、前年度比較103万9,000円の増となっております。国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼されて、身近で安心な医療が受けられる医療機関として重要な役割を担っております。専門の医師と足柄上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に努めていきたいと考えております。なお、長年勤められた山田先生が令和3年3月31日付で退職され、4月1日からは永井先生が就任される予定となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。280、281ページをお開きください。歳入でございます。款の1診療収入、項の1外来収入は予算額5,790万1,000円、目の1国民健康保険診療報酬収入1,080万円、目の2社会保険診療報酬収入720万円、目の3一部負担金936万円、目の4後期高齢者診療報酬収入2,760万円、目の5その他の診療報酬として、一般診療報酬、予防接種、健康診査収入で294万1,000円を計上してございます。

次に、款の2使用料及び手数料、項の2手数料、こちらは診断書の作成にかかる文書手数料で20件分を計上してございます。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金、予算額404万7,000円は、寄出張所職員が診療所の事務を併任しているため、特別会計において職員給与費を計上し、職員1名分の人件費の50%を一般会計の寄出張所で負担するものでございます。

款の4諸収入、項の1雑入、予算額15万円は、保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入となります。項の2受託事業収入、目の1特定健康診査等受託料、予算額12万1,000円は、寄出張所で特定健康診査を受けた方1人につき国保団体連合会や各保険組合から支払われるものでございます。10人分を見込んでございます。

次のページ282、283ページにわたりますが、款の5、項の1繰越金は令和2年度分からの繰越金を1,000万円を見込みました。

次のページ284、285ページをお開きください。歳出でございます。款の1総務費、項の1施設管理費、目の1一般管理費、全体の予算額は4,037万7,000円で、診療所の管理運営費として人件費や電気料を計上しております。主なものとしましては、節の18負担金補助及び交付金の診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所から支出しておりますので、診療所分としてその一部を負担するものです。次の医師派遣負担金では、県立足柄上病院から週1回医師を派遣していただくための負担金50日分を計上しております。

(2)の会計年度任用職員給与費では、節の1報酬に医師、看護師、レセプ

ト事務員、受付事務員の計5名分を計上してございます。

1つ忘れましたが、17備品購入費では、レセプトシステムの一式を入替えに伴う資料でございます。

次の286、287ページをお願いいたします。診療所と出張所兼務職員の給与費1名分でございます。

目の2、団体負担金は医師会負担金などでございます。

款の2、項の1医業費の予算額は2,373万5,000円で、この医業費の支出の主なものは、診療所で使用する医薬品、医療用機械器具ということになります。

目の1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染性廃棄物処理委託料などを計上しております。目の2、医療用消耗品は、注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を支出するものでございます。目の3、医薬品衛生材料費は、医薬品代としての実績に基づき2,280万円を計上してございます。次の288、289ページにわたりますが、目の4、病理検査費は血液検査などの分析にかかる委託料を計上しております。

1つ飛びまして款の4、項の1、目の1、予備費は歳入歳出の差額771万4,000円を計上いたしました。

なお、292ページから295ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お願いをいたします。ページ285ページで、詳細説明の中で、令和3年度からですね、医師が交代をするという説明がございました。この中で18負担金の医師の派遣負担金50日分で、あとその下にですね、報酬として医師の報酬等がですね、書いてあります。この辺につきましては、今までの診療所の体制と同じ日数で、同じようなですね、受診ができる体制なのか。この予算は前に作っておりますのでね、新しい今度は永井医師ですか、の方に代わられて、またその辺は実際のそういった勤務状況等が確定をする、これから確定するのかなというふうに思いますが、それによってですね、変更があるのか。

それについてお伺いをいたします。

町 民 課 長 まず、医師派遣負担金のほうはですね、上病院のほうに週1回お願いをして
いるんですけども、それは変わらないんですけども、曜日のほうが木曜日から、
ちょっと永井先生の都合により火曜日に変更していただくことになってござい
ます。

医師の報酬につきましては、現在は山田先生と同じ条件でということで調整
中でございます。以上です。

6 番 井 上 じゃあ医師派遣のほうはですね、曜日が変わったということで、あとじゃあ
それ以外のですね、部分は、寄診療所のほうのですね、開業日というんですか、
診療所の開業日については、今までと変わらないということでよろしいでしょ
うか。

町 民 課 長 上病院の曜日が変わる以外は、月曜日から金曜日まで営業しておりますので、
よろしくお願いします。（「終了します。」の声あり）

議 長 ほかに。

1 1 番 寺 嶋 291ページ、投資的事業の概要ということで、先ほど説明があったページで言
うと、285ページに載ってますけど、備品購入費ね。これは一般財源なんです
よね、214万5,000円と。今ちょっと初めて見たんですけども。何か国とか県とか、
そういう補助とかそういうのがね、何もないんですけども、従来からそうな
のかね。そういうのをちょっとまず最初にそれだけお聞きしますけども。

町 民 課 長 こちらのレセプトシステムの一式というのは、マイナンバーカードに対応し
た保険証を読み取れるというタイプのレセプトシステムに交換するものなんで
すけれども、国・県等の補助はございませんので、一般財ということになって
ございます。

1 1 番 寺 嶋 今、だって国といいますか、デジタル化なんてよくね、デジタル庁もできて
さ、国民にはマイナンバーを取れ、取れって盛んに言って、町もマイナンバー
を交付するためさ、人をね、土・日も休日も雇って、残業代まで入れてね、や
ってるわけですよ。それだからね、そのマイナンバーを読み取るため、要する
にこれからの多分新しい何か始まると思うんですけども。マイナンバー制度に

はね、マイナンバーを取るにはお金かかりませんよね。だけども、それを読み取る関連ですから、やっぱり何か国から補助があってもいいのかと思うんですけど、それ、ちょっとね、今まではそうだったんでしょうけども、これからね、やっぱりそういうデジタル化って重点しているわけですから、そういう国の補助をね、仰ぐ必要があると思うんですけども、その辺について、要望も含めてお伺いします。

町 民 課 長 国・県の補助金としてそれに合うものがあれば利用はしたいんですけども、予算の段階ではそれがなかったので、今後もしそういうのがあればそれを利用させていただきたいと思います。（「終わります。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第17号令和3年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和3年度松田町上水道事業会計予算。

（総則）第1条、令和3年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）第2条、業務の予定量は次のとおりとする。（1）給水戸数、4,401戸。（2）年間総給水量、106万3,000立米。（3）1日平均給水量、2,912立米。（4）主要な建設改良事業、河内地内配水管布設工事254万1,000円。

（収益的收入及び支出）第3条、収益的收入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款、水道事業収益1億2,996万7,000円。第1項、営業収益1億536万1,000円。第2項、営業外収益2,460万5,000円。第3項、特別収益1,000円。支出、第2款、水道事業費用1億2,996万7,000円。第1項、営業費用1億1,432万2,000円。第2項、営業外費用952万6,000円。第3項、特別損失1万円。第4項、予備費610万9,000円。

（資本的收入及び支出）第4条、資本的收入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,266万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。）収入、第3款、資本的收入270万。第1項、企業債250万。第2項、負担金20万。支出、第4款、資本的支出3,536万9,000円。第1項、建設改良費1,700万3,000円。第2項、企業債償還金1,836万6,000円。

1枚おめくりください。（起債）第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業債。限度額250万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、措置期間及び償還期限を短縮、もしくは繰り上げ償還又は、低金利に借り換えることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそ

れ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。（１）職員給与費2,455万3,000円。

（たな卸資産の購入限度額）第８条、たな卸資産の購入限度額は435万3,000円と定める。

令和３年３月２日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。恐れ入ります、314ページ、315ページをお願いいたします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を御説明させていただきます。

それでは収入でございます。款１、水道事業収益、項１、営業収益、目１、給水収益です。節１の水道使用料は9,859万2,000円で、前年比32万、0.4％の微減となっております。内訳については、附記に記載のとおりであります。目３、その他の営業費用は676万9,000円で、前年度比10万円の減となっております。

次に、項２、営業外収益でございます。目１、受取利息及び配当金です。預金利息で１万9,000円計上してございます。目２、雑収益でございます。本年度1,018万1,000円、前年比180万4,000円の減となっております。節14、その他雑収益といたしまして、寄簡易水道事業特別会計繰入金129万2,000円を計上させていただきました。目の３、長期前受金戻入でございます。会計上必要な経費で、現金の動きがない収益でございます。

以上により、収入合計は１億2,996万7,000円となり、前年比222万4,000円の減額となっております。

続いて、318ページ、319ページをお願いいたします。支出でございます。款２、水道事業費用、項１、営業費用、目１、原水浄水配水及び給水費でございます。本年度3,131万9,000円で、前年度比151万9,000円の減額でございます。減額の主な理由といたしましては、前年度行いましたＰＣＢ工作廃棄物委託料、廃棄がですね、昨年完了したことによる委託料の減でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。節25、動力費では、宮下水源、

中河原水源などのポンプ等の電気料としまして、1,958万4,000円を計上してございます。目3、総係費でございます。こちらの科目は一般管理経費で、本年度予定額2,660万3,000円で、前年度対比262万7,000円の減額でございます。主な減額理由といたしましては、旧水道システムのリース満了による減額でございます。

続いて、324ページ、325ページを御覧ください。目4、減価償却費でございます。5,576万8,000円。目5、資産減耗費は63万2,000円でございます。両方とも実際の支出はございません。

続きまして、項2、営業外費用でございます。目1、支払利息でございます。節38、企業債利息で、平成3年度からの配水管布設替えなどの事業による企業債利息335万6,000円、22本分を計上してございます。目2、消費税及び地方消費税でございます。本年度608万円を計上してございます。

次のページを御覧ください。予備費でございます。予備費につきましては610万9,000円の計上でございます。

次のページを御覧ください。資金的収入及び支出でございます。収入です。こちらから第4条予算の収支となります。款3、項1、目1、今年度予定額250万でございます。支出で説明させていただきます工事費の254万円の一部を企業債で対応するものでございます。項2、負担金、工事負担金で、本年度予定額20万でございます。節9、工事負担金として、下水道工事により水道管が支障になる場合等を想定し、配水管布設替工事の負担金を下水道事業会計より20万円の収入として計上しているところでございます。

次のページを御覧ください。支出でございます。款4、資金的支出、項・目とも建設改良費でございます。本年度3,536万9,000円、前年比3,258万2,000円の減額でございます。まず、節1、報酬でございます。会計年度任用職員の報酬としてお支払いするものでございます。本年度135万5,000円となります。続きまして、委託料でございます。本年度70万、前年比1,830万円の減額でございます。主な減額理由といたしましては、下水道経営戦略の策定委託及び新システム導入に係る諸費用、宮下水源の工事の設計分等々合わせた1,900万円が

今年度減額の主な理由でございます。節21、工事請負費でございます。河内地内配水管布設工事を予定してございます。

次に固定資産購入費でございます。本年度430万3,000円、前年比1,708万3,000円の減でございます。主な減額理由といたしまして、新システムにおける企業会計及び水道料金のシステムの資産購入が昨年度はございましたが、これに伴う減額分でございます。節28、材料費で、量水器の購入費を計上してございます。計量法により、8年以内で順次交換をします。量水器の新年度分として714基計上してございます。

続きまして、款・項・目ともに企業債償還金で1,836万6,000円でございます。

次に、上水道会計は企業会計でございますので、財務諸表について御説明させていただきます。306ページをお願いいたします。令和3年度松田町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。この諸表につきましては、令和3年度の期首と期末の増減がどれだけ企業活動に由来し、金額が動くものかというのを示したものでございます。下から2番目、5、現金の前年度末残高は4億1,611万5,338円。その下、6、現金の当年度末残高は3億9,155万6,398円となり、令和3年度中は2,455万8,940円の減となり、4、現金の当年度増減額に記載してございます。この金額は、1、業務活動によるキャッシュ・フロー、主に3条予算収益的収支が関連するもので、2、投資活動によるキャッシュ・フローと、3、財務活動によるキャッシュ・フロー、主に4条予算、資本的収支が関連するものですが、この3つの差引き合計額がキャッシュ・フロー計算書を構成しているものでございます。

次に隣のページ307ページでございます。令和2年度の松田町上水道事業の予定損益計算書でございます。1、営業収益9,614万円でございます。2の営業費用につきましては、1億1,516万8,000円の見込みでございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は1,902万8,000円の赤字を見込んでございます。続きまして、3、営業外収益2,531万9,000円、4、営業外費用222万8,000円の見込みでございます。3の営業収益から4の営業外費用の差引額は2,309万1,000円の見込みでございます。

続きまして、当年度の経常利益は406万3,000円、当年度純利益はマイナスの224万6,000円ということになります。この損失に前年度繰越利益剰余金6,133万9,000円を足した額、5,909万3,000円が当年度未処分利益剰余金となります。なお、308ページから311ページまで予定貸借対照表、312ページに注記を、333ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に対する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧頂ければと存じます。以上で説明は終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和3年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第18号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,293万2,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、細部説明を行います。恐れ入ります、356ページ、357ページを御覧ください。歳入でございます。事項別明細により説明をいたします。

款1、事業収入、項・目とも給水収入です。本年度1,752万円で、家庭用685件分と事業所27件分の水道使用料、水道使用料1,742万円と滞納繰越分10万円を計上してございます。対前年比22万9,000円の減額、1.3%の微減でございます。

款2、分担金及び負担金、項・目ともに負担金です。本年度は114万5,000円でございます。13ミリの加入が2件、13ミリから20ミリの変更が1件。なお、一般会計から消火器75基分の維持管理負担金を計上してございます。

款3、使用料及び手数料、項・目とも手数料です。本年度1万5,000円で、給水手数料、工事審査手数料、検査手数料として3件分、給水装置の中止・開始の手数料19件分を計上してございます。

款4、繰入金、項・目とも一般会計繰入金でございます。本年度1,513万4,000円の計上です。令和7年度からの公債費23件の元利償還金、管理的経費の一部に繰入金として計上してございます。

款5、繰越金、項・目とも繰越金です。前年度繰越金としまして411万7,000円を計上してございます。

款、諸収入、項・目とも雑入は1,000円で計上でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1、事業費、項・目とも管理費です。本年度2,164万4,000円で、前年比346万6,000円の増額でございます。主なものとしたしましては、後ほど説明いたします工事費の増でございます。

目1、管理費では、施設に関する経費を計上してございます。説明欄を御覧

ください。まず、管理的経費でございます。10、需用費といたしまして、光熱水費で水源の取水・送水ポンプなどの電気料を、漏水補修の対応として修繕費を、また、滅菌用の薬剤医療費などを計上しており、計832万3,000円を計上してございます。

節12、委託料324万2,000円でございます。ここでは水道検査検針業務委託料、量水器取替え委託、配水地清掃委託などの施設管理の委託料、毎月実施しております水質検査委託料などを計上してございます。

節17、備品購入費では、事業用備品購入として、量水器12基分を計上してございます。

節27、繰出金でございます。水道の徴収などの事務手数料として下水道事業会計へ129万2,000円の繰出金を計上してございます。

次のページをおめくりください。報酬でございます。3名分の賃金を報酬として予算計上してございます。

続きまして、3の投資的事業、節14、工事請負費でございます。耐用年数を過ぎた送水ポンプを更新するためのものでございまして、宮地田代水源送水ポンプ更新工事500万円を予定してございます。

款2、公債費、項1、公債費、目1、元金でございます。本年度1,630万7,000円で、令和7年度から31年度に起債した22件分の長期債元金の償還でございます。

目2、利子でございます。本年度343万6,000円で、平成7年からの23件分の長期債利子の償還金と一時借入金の利子でございます。

次に、款・項・目とも予備費でございますが、154万5,000円でございます。

以上ですが、347ページ以降に地方債の現在高の見込みに関する調書、令和3年度公債費元利償還金23件分の内訳が記載されてますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議	長	担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
6	番 井 上	1点お伺いいたします。寄簡易水道事業特別会計につきましてはですね、今

後の企業会計化がですね、もう法律の中で決まっております。この予算の中、今、説明はなかったんですけども、そういった事前のですね、準備、及び、やはりそういう企業…簡易水道事業会計から上水道事業会計、または企業会計へ移行するということであれば、それに伴うですね、やはり住民への説明会、そういったものが今年度の予算に組み込まれているかどうか。また、なければですね、今後のそういった住民対応とかですね、会計とかシステムとか、または本体の松田町上水道事業会計にもですね、影響を及ぼすと思われますので、そういった事業スケジュールはどのように考えていただけるのか、お伺いをいたします。

環境上下水道課長 お答えいたします。企業会計化はですね、令和6年4月1日には企業会計化を求められているところでございます。あと3年間ございますが、まず今年の1年はまず全体スケジュールの作成と併せてですね、実は昨年来から行っております一番重要な作業でございます、いわゆる固定資産、現在のですね、寄簡易水道の固定資産の洗い出しというのをですね、従前より職員のほうで単独でやっておりましたので、その辺の作業はですね、引き続きやっていきたいというふうに思っているところでございます。

当然使用料にも影響してくる部分でもございますので、企業会計化のスケジュールの、あるいは仕組み等がですね、ある程度骨格が固まってきた段階でですね、予算がつく、つかないは別にしてですね、当然予算説明…住民に対する説明はですね、行っていきたいというふうに担当課としては考えております。以上です。

6 番 井 上 令和6年4月からというとですね、令和3年度から5年度の3か年という形になろうかと思います。当然、今、住民への説明もということは理解しましたが、いつからかというのがですね、いつからそういう住民への説明なりですね、また、それに伴って、それに先立ってですね、やはり議会等へどういうふうに変わるのかという説明というのがですね、やはり住民負担がこれから変動する、安くなるということではなくですね、より高額な負担を住民に強いることになるというふうな制度の変化だと思います。分かる範囲でですね、いつから、令

環境上下水道課長　　まだ具体的にいつに説明をするということまで、申し訳ございません、まだ担当課としてはスケジュールも調整、まだそこまで行っておりませんので、まだお約束はできません。ただ、当然町民のみならずですね、議会の皆様方、あるいはその企業会計化のあり方については、当然我々だけではなくてですね、水道事業の審議会さん…審議会も通してですね、お話をしていく必要もあろうかと思いますので、そういった各関係団体との調整も踏まえた中ですね、できるだけ速やかに開催したいというふうに考えております。以上です。

おきまして条例改正をした内容でございます。区分としまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と3つに分かれておりまして、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割ということで、4段階となつてございます。そのうちですね、資産割を課税されている方につきましては、右側のところなんですけども、令和元年度から2年度に対して移行期間の経過措置ということで、段階的に税率が変わりまして、令和3年度のところが条例改正したそのままの金額となつてございます。

それで、下書いてある注意書きの一番最後なんですけど、「なお、令和元年度に資産割を賦課されていない被保険者の国民健康保険税率は令和3年度まで据置きとなります」ということで、左のほうにあります、資産割を賦課されていない方につきましては、令和元年度から3年度までは据置きという形なので、この税率がずっと適用されます。これにつきましては、一度に資産割を廃止すると所得割だけの方にその分のしわ寄せが行ってしまうということで、3年間の据置き、それと資産割の方はもともと払っているものに対して段階的に引き下げていくという形になってございます。

そちらのですね、影響額なんですけども、令和2年度から3年度にかけて資産割の、資産割がある方につきましては、全世帯1,636世帯のうちの876世帯で、これ平均しまして、1世帯当たり1万2,072円の減額となります。（「もう一回言つて。」の声あり）1万2,072円の減額、1世帯当たりです。逆にですね、所得割のところ、パーセントが2.21%から2.50%とかというのを後期高齢者支援金分のところ上がっておりますのと、均等割が9,420円から1万円に、平等割が6,410円から6,870円に増加しています分につきましては、全体でですね、所得割、均等割、平等割で増額になる部分というのが784万7,100円。資産割が減になる部分が1,057万5,486円ということで、差引きしますと、272万8,386円の減額となつてございます。説明は以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。（「はい、結構です。」の声あり）

議長 それでは、日程第11「議案第19号令和3年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第19号令和3年度松田町下水道事業特別会計予算。令和3年度松田町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,406万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。375ページをお願いいたします。

第2表、地方債から御説明いたします。表左側、起債の目的の欄、公共下水道事業債です。限度額3,950万円で、公共下水道管渠布設工事に充てる150万と、下水道事業債分補填特別措置債等の3,800万円を合わせた額となっております。下の酒匂川流域下水道事業債は限度額460万円で、小田原の酒匂処理場の建設事業債を各市町により負担する財源を起債で受けるものでございます。よって、合計は4,410万円となっております。

次に382ページをお願いいたします。それでは、歳入より御説明させていただきます。事項別明細書、歳入です。款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、受益者負担金です。本年度15万円でございます。

款2、使用料及び手数料です。本年度1億2,160万で、前年度と比べて49万2,000円の微減でございます。

3、繰入金、項・目とも一般会計繰入金でございます。公債費等の減により、本年度は8,380万5,000円となっております。

4、繰越金、項・目とも繰越金でございます。前年度繰越金としまして、

418万8,000円計上してございます。

款5、諸収入、最下段、項2、雑入ですが、本年度22万5,000円の計上でございます。

款6、町債でございます。目、下水道事業債です。先ほど地方債で説明をいたしました公共下水道管渠布設工事分と、小田原市酒匂の処理場建設の負担分4,410万円を計上してございます。

続きまして、歳出でございます。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。この目では下水道事業管理経費といたしまして2,238万8,000円を計上してございます。主な支出としまして、右のページの説明欄の中段、委託料で、下水道使用料徴収事務委託料等521万1,000円見込んでございます。

節26では、公課費で消費税及び地方消費税を、その下の段、節2では、給与といたしまして、職員1名分の人件費を計上してございます。

次に最下段、目2、施設管理費でございます。本年度353万円でございます。この目では下水道管の施設管理経費として支出を予定してるものでございます。

次のページをおめくりください。節10、需用費でございます。113万4,000円を計上してございます。光熱水費として流量計4基、マンホールポンプ5基の電気料と下水道管等の修繕料を計上してございます。

12、委託料では、下水道の水質検査委託料、流量計やマンホールポンプの保守点検委託料として217万9,000円を計上してございます。

続いて、款2、事業費、項・目とも下水道事業費でございます。本年度382万3,000円でございます。昨年度比、約1,000円の増でございます。この目では公共下水道の工事経費を支出しておりまして、主なものとしましては、工事請負費で300万円の計上でございます。内訳としまして、公共下水道維持補修工事費として、マンホール蓋の改修や下水道管渠の修繕工事を予定してございます。

次のページをおめくりください。款3、流域下水道費、項・目とも流域下水道費でございます。本年度6,083万4,000円です。前年対比311万5,000円の減でございます。酒匂川流域下水道事業の維持管理負担金の減によるものでござい

ます。

款4、公債費、項1、公債費です。目1、元金でございます。本年度1億3,891万6,000円で、前年比マイナス1,088万5,000円の減。平成4年度借入れからの104件分の長期債元金の償還金でございます。

目2、利子でございます。本年度2,198万円で、同じく120件分の長期債利子の償還金でございます。前年比マイナス438万4,000円の減でございます。

款5、項・目ともに予備費でございます。本年度259万8,000円でございます。以上でございます。

396ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債の残高見込みに関する調書、令和3年度公債費元金償還金120件分の内訳が記載されておりますが、後ほど御高覧いただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 唐 澤 大きく3点ございます。

1点目が、毎年起債はどのぐらいで、どのぐらい償還しているのか。また、それを続けることでどのぐらいの時期に完済というか、償還予定になるのかというのが1点目です。

2点目が、下水道整備区域は計画区域の何割ぐらいなのか。何%ぐらい今後整備する予定なのか。

3点目は、下水道区域内で接続率ですね、それがどれぐらいで、接続していないのは何件ぐらいなのかというのを教えてください。以上です。

環境上下水道課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。現在の借入れの総額でございますが、現在高で11億9,935万円、約12億円でございます。（私語あり）では、406ページを御覧ください。

議 長 何ページですか。

環境上下水道課長 406ページをお願いいたします。（私語あり）失礼いたしました。（私語あり）申し訳ございません。406ページの合計の下段でございます。本年度末の残高

は10億5,823万5,176円でございます。こちらにつきましては、令和32年度には償還予定になってございます。なお、令和2年度の借入額といたしましては4,418万円を予定してございます。主な地方債の目的といたしましては、下水道工事に関する経費、起債の支払いを標準化する起債、酒匂川流域の建設に係る…経費等に係る地方債を借り入れてるところでございます。

続いての御質問でございます。下水道整備区域の中の計画区域はとの御質問ですが、まず事業計画区域は220.3ヘクタールでございます。このうち、整備済み区域は197.7、整備率については89.7%ということになってございます。

続きまして、こちらの区域の接続率のお話でございますが、世帯接続率につきましては92.8%、4,225世帯中3,921世帯の方が接続していただいております。ちなみに、接続をいただけていない方については現在のところ304件ございます。以上です。（「ありがとうございます。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和3年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第20号令和3年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号令和3年度松田町介護保険事業特別会計予算。令和3年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億427万7,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和3年度介護保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

まず414ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。地域包括支援センターシステムのリース期間満了に伴う、新たなシステム賃借料を令和3年度から令和8年度、限度額724万7,000円で設定させていただくものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。420ページ、421ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

款の1、保険料、項の1、介護保険料、目の1、第1号被保険者保険料。予算額は2億2,332万2,000円、前年度比較361万3,000円の減です。65歳以上の第1号被保険者数は3,734人を見込んでおります。所得に応じた第1段階から第12段階の保険料料率により、お納めいただくことになります。

説明欄を御覧ください。節の1、現年度分特別徴収保険料は2億719万7,000円、前年度比較421万円の減でございます。年金収入が年額で18万円以上の方が対象となります。節の2、現年度分普通徴収保険料は1,561万2,000円、前年度比較67万4,000円の増。節の3、滞納繰越分普通徴収保険料は51万3,000円を

計上しております。

款の３、国庫支出金でございます。予算額は２億４,０７４万円。項目ごとに法定割合に応じた額を計上しております。

項の１、国庫負担金、目の１、介護給付費負担金につきましては、歳出の保険給付費のうち、居宅給付費の２０％分を施設給付費の１５％を国が負担すると定められております。

項の２、国庫補助金でございます。目の１、調整交付金につきましては、国庫分２５％のうち、その年の調整率に応じた額を、目の２、介護予防等地域支援事業交付金につきましては、歳出における地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業に従事する保健師の人件費などの２５％を計上しております。目の３、包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、地域包括支援センターの業務を担う職員の人件費など、包括的支援等地域支援事業経費分の３８.５％を計上しております。続きまして、目の４、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、介護予防重度化防止、給付費の適正化に資する取組に応じて交付金として交付をされるものです。目の５、こちら新たに来年度から追加されるものでございますが、介護保険保険者努力支援交付金でございます。介護予防・日常生活支援総合事業や、地域包括ケアに関連する在宅医療、介護連携等に関する取組に対して新たに交付されるものでございます。

款の４、支払基金交付金は４０歳から６４歳までの第２号被保険者保険料を支払基金交付金として収入するものでございます。

１枚おめくりください。４２２、４２３ページでございます。款の５、県支出金でございます。予算額は１億５,１１６万１,０００円、国庫と同様に項目ごとに法定割合を計上しております。

次に、款の６、繰入金でございます。予算額は１億７,６９１万円、こちらも項目ごとに町のほうより、町の一般会計より法定割合を繰り入れるものでございます。

１枚おめくりください。４２４、４２５ページでございます。款の８、繰越金でございます。予算額は４,０００万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について説明をいたします。426、427ページをお開きください。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、予算額1,972万9,000円。主なものといたしましては、説明欄のほうで御説明をいたします。大事業1、職員給与費でございます。職員給与費では介護保険料賦課徴収や、介護給付に携わる職員2名分の給与費ほかを計上しております。

次のページをお開きください。428、429ページでございます。項の3、介護認定審査会費、目の1、認定調査費等は、予算額884万4,000円。主なものは主治医の意見書に関わる手数料と要介護認定訪問調査の会計年度任用職員の給与費でございます。目の2、介護認定審査会費では、636万8,000円につきましては、9月までは足柄上衛生組合に事務局を置き、10月より1市5町で構成する、南足柄市に事務局を置きます、足柄上地区介護認定審査会で認定を行ってまいります。

次のページ430、431ページをお願いいたします。款の2、保険給付費でございます。予算額9億7,824万4,000円、前年度比較3,119万1,000円の減でございます。項の1、介護サービス等諸費は、負担金補助及び交付金として、居宅介護サービス給付費以下、第8期介護保険事業計画においてそれぞれ試算された額を計上しております。項の2、高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々の負担が上限額を超えた場合に給付されるものでございます。

次のページをお開きください。432、433ページでございます。項の4、特定入所者介護サービス費でございますが、主に所得が低い方が施設サービスを利用した場合に、自己負担限度額を超えた分について給付される経費でございます。項の5、高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減するものでございます。

款の3、基金積立金は利子分を計上しております。

次のページをお開きください。434、435ページでございます。款の5、地域支援事業費です。予算額5,985万6,000円、前年度対比329万1,000円の増でございます。説明欄を御覧ください。大事業1、職員給与費として、担当する保健

師、社会福祉士の人件費を計上し、一般管理経費においては地域包括支援センターで行う包括的支援事業や、介護予防支援に関わる事務経費を計上しており、地域包括支援センターのシステム賃借料、保守点検委託料などが主なものでございます。

次のページをお開きください。436、437ページでございます。目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄を御覧ください。大事業1、サービス事業費のうち、（1）訪問型サービスは、町直営の訪問型介護予防事業として、栄養管理士・作業療法士の訪問や、生活機能低下が疑われる高齢者に対して、栄養改善・口腔機能等向上事業を。（2）の通所型サービスは、生活機能低下が疑われる高齢者に対して、運動機能向上事業を実施し、また、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金を計上いたしております。（3）生活支援サービスですが、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。続きまして、介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、介護予防・生活支援サービス利用者のケアマネジメントを行うための経費を計上しております。目の3、一般介護予防事業費では、火曜体操会、呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費を計上しております。

1ページおめくりいただき、438、439ページをお願いいたします。目の4、包括的支援事業・任意事業費は、次ページにまたがりますが、地域包括支援センターの運営経費のほか、権利擁護、介護相談員の派遣などの経費、また、足柄上1市5町共同で開設しました在宅医療・介護連携支援センターの運営に関わる経費のほか、生活支援体制整備事業として社会福祉協議会と協働で事業に取り組むほか、認知症総合支援事業で認知症施策を実施してまいるものでございます。

442、443ページをお願いいたします。款の6、予備費でございます。予備費につきましては3,037万1,000円を計上しております。

以上、歳入歳出総額11億427万7,000円となります。なお、444ページから447

ページにわたり給与費明細書を、448ページに債務負担行為に関わる調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 南 雲 441ページの下段のほうにあります、6番の生活支援体制整備事業の中の委託料、生活支援コーディネーター業務委託料として296万6,000円上がっていますが、令和2年度の予算は114万1,000円だったんですね。2倍以上上がっている理由と、またそれに対しての効果、見込まれる効果等のことをお伺いいたします。

福 祉 課 長 それでは、南雲議員の御質問にお答えいたします。まず、生活支援体制整備事業でございますが、こちらは主に単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、医療・介護サービスの提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人であるとか、ボランティアの方、社会福祉協議会、また地縁組織であるとか、介護サービス事業所等々の地域資源と言われる方々にですね、連携をしながら、生活にお困りの方の支援をしていくものでございます。その中で生活支援コーディネーターというものを置きまして、各地域資源の連携ですとか調整を図っていくものでございます。こちら来年度から社協とですね、今まで、今おっしゃられたように、114万円ほどの予算であったものが大分増えているという御指摘でございますが、こちらのほうは社協のほうとですね、協働して、今まで町で担っていた部分を社協のほうにウエートを移しまして、より充実した生活支援体制を整備していこうというものでございます。説明としては以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号令和3年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「議案第21号令和3年度松田町用地取得特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和3年度松田町用地取得特別会計予算。令和3年度松田町用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,185万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、令和3年度松田町用地取得特別会計について御説明申し上げます。458ページ、459ページを御覧ください。

款1、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金でございます。本年度2,178万2,000円の一般会計からの繰入金を見込んでおります。これは籠場地区住宅、町屋地区住宅の用地取得に伴う借入金元利償還金分となります。

次のページをお願いいたします。歳出になります。款の1、公債費、目1、元金2,170万円は、籠場地区用地、町屋地区用地の元金返済分でございます。目の2、利子8万3,000円は元金2本分の利子分となります。

款の2、予備費につきましては、6万7,000円で計上しております。

次のページに公債費元利償還金の内訳を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和3年度松田町用地取得特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14「議案第22号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,064万6,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算を説明させていただきます。予算総額は1億9,064万6,000円です。75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療連合にて行っており、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。472、473ページをお開きください。

歳入でございます。款の1、項の1、目の1、後期高齢者医療保険料は、予算額1億5,971万6,000円。保険料につきましては2年ごとに見直され、令和2

年度に改定されたため、令和３年度は同額でございます。均等割については４万３,８００円、所得割につきましては８.７４％でございます。なお、後期高齢者医療保険につきましては、約１割を被保険者の保険料で賄い、残りの９割を国・県・市町村負担金の公費と他の医療保険からの支援金で賄われております。

款の３、繰入金、項の１、目の１、一般会計繰入金は、予算額２,８８９万７,０００円。説明欄の保険基盤安定繰入金は低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度で、一般会計で収入した県費の後期高齢医療保険基盤安定制度負担金４分の３と、町負担分４分の１を合わせて繰り入れるものです。また、事務費繰入金５９万５,０００円は歳出における一般管理に、事業費繰入金は一般会計の雑入、後期高齢者広域連合から受け入れました長寿健康増進事業補助金等を充当し、歳出の保険事業の財源とするものです。

款の４、項の１、目の１、繰越金は、前年度繰越金と同額の２００万円を計上いたしました。

次のページ４７４、４７５ページをお開きください。歳出でございます。款の１、総務費、項の１、総務管理費、目の１、一般管理費は、予算額６２万５,０００円で、一般事務経費を計上しております。被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務にかかるものでございます。

款の２、項の１、目の１、後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額１億８,７０９万１,０００円。これは一般会計から繰り入れました保険基盤安定負担金と町で徴収する保険料の合計を広域連合に納付するものでございます。

款の３、諸支出金。予算額２２万１,０００円は前年度と同額でございます。項の１、償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金でございます。

最下段、款の４、項の１、保健事業費は、予算額７０万８,０００円。目の１、保健普及費の１、一般管理経費で、次の４７６、４７７ページをお開きください。節の１８、負担金補助及び交付金の人間ドック受診者に対する補助経費でございます。１人２万円で３０件分を計上してございます。目の２、保健事業費は、国民健康保険事業と同時の実施とはなりますが、年齢到達により、後期高齢者医療保険者となっても継続して御利用いただけるように配慮し、糖尿病性腎症重症化予

防事業に取り組むものでございます。

款の５、項の１、目の１、予備費になりますが、歳入歳出の差額分200万1,000円を計上いたしました。

なお、478ページ、479ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号令和３年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。休憩中に、議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に２時半にお集まりください。

(14時16分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(14時46分)

お諮りします。日程第15の同意第１号、日程第16の同意第２号及び日程第17の同意第３号は人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら、質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、同意第１号、同意第２号及び同意第３号は

質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第15「同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領857番地。氏名、山口敬一。生年月日、昭和18年7月13日。令和3年3月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和3年3月22日をもって委員の任期が満了するため提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第16「同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町寄6207番地。氏名、山岸榮市。生年月日、昭和23年10月27日。令和3年3月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和3年4月24日をもって委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意する

ことに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第17「同意第3号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第3号人権擁護委員の推薦について。次の者を人権擁護委員に推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領1194番地。氏名、鍵和田貴実代。生年月日、昭和34年7月9日。令和3年3月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和3年6月30日をもって委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第3号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第18「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管事務について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ござい

せんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議

長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。11日間にわたり、慎重なる御審議ありがとうございました。（14時53分）

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3 年 6 月 1 6 日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 5 番 田代 実

署名議員 6 番 井上 栄一